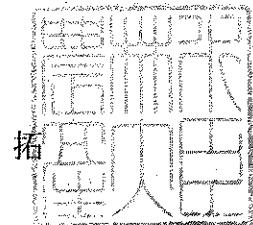


元消安第4262号
令和2年1月14日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤

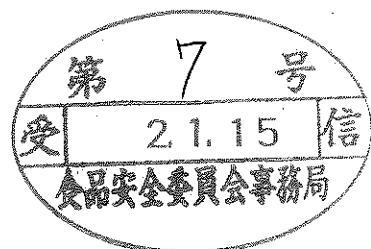


食品安全基本法第11条第1項第1号の規定により食品健康影響評価を行う必要がない場合について（照会）

下記の場合については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に該当すると解してよろしいか。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する監視伝染病の病原体を不活化する処理及びその処理を施した飼料の取扱いに関する基準・規格を設定又は改正する場合であって、当該病原体以外の危害要因が想定されないと（概要は別紙のとおり。）。



病原体の不活化処理等に関する飼料の基準・規格を設定又は改正する際の取扱いについて

1 照会の背景

- (1) 現在、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）を定めているが、省令に飼料における病原微生物の不活化処理等に関する規定はない。
- (2) 豚の悪性伝染病である A S F （アフリカ豚コレラ）や C S F （豚コレラ）は、平成 30 年以降、それぞれアジア地域又は我が国において発生が継続しており、これらの疾病の発生防止・まん延防止に万全を期す観点から、動物由来たん白質（肉等）を原料に含む又は含む可能性がある食品残さ利用飼料等への対策を厳格化する必要がある。
- (3) そこで、省令を改正し、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に規定する豚の監視伝染病である C S F 、 A S F 等の病原体の不活化に有効と認められる加熱処理、交差汚染防止対策等を条件として規定するため、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会に家畜衛生の観点から意見を聴くとともに、農業資材審議会に諮問したところ、見直しは適当と認めるとの答申が得られた。
- (4) 省令の改正に当たっては、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号に基づき食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼する必要がある。一方、今般の省令改正は、監視伝染病の病原体以外の危害要因が想定されない場合に、当該病原体の不活化処理を実施するものである。従って、2 の事項について食品安全委員会に照会することとした。

2 照会事項

家畜伝染病予防法に規定する監視伝染病の病原体を不活化する処理及びその処理を施した飼料の取扱いに関する基準・規格を設定又は改正する場合であって、当該病原体以外の危害要因が想定されないときについては、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に該当すると解してよいか。

なお、当該リスク管理措置の妥当性については、農業資材審議会において確認することとしている。